

記入要領

○ 一般的注意

- 1 記入に当たっては青又は黒インクもしくはボールペンを使ってください。
- 2 数字はすべて1. 2. 3……の算用数字を使ってください。
- 3 記入のない欄又は該当数のない欄等は空欄のままとし、斜線等を付けないでください。

○ 「2 企業全体の常用労働者数」欄の記入

この調査は、事業所を単位としていますが、この項目は企業全体の常用労働者数です。
該当する番号に1つ○印してください。

○ 調査票の種類と記入者

事業所票（様式1号） → 貴事業所の担当者の方に記入していただきます。

入職者票（様式3号） → 抽出された入職者の方に記入していただきます。

調査時に調査対象者が在籍していない場合は、記入できる範囲で事業所担当者の方が記入してください。

（※ 貴事業所の担当者の方に調査票の配布と取りまとめをしていただきます）

離職者票（様式4号） → 抽出された離職者について貴事業所の担当者の方に記入していただきます。

◎ 入職者又は離職者の抽出の方法、「入職者の抽出」及び「離職者の抽出」欄については、

別葉の **調査対象入職者・離職者の抽出方法** をご覧ください。

○ 用語

常用労働者とは

- (i) 期間を定めずに雇われている者、
- (ii) 1 か月を超える期間を定めて雇われている者、
- (iii) 1 か月以内の期間を定めて雇われている者又は日々雇われている者で前2 か月にそれぞれ18日以上雇われた者のことです。

なお、下記で説明するパートタイム労働者及び出向者も常用労働者に含みます。

ただし、労働者派遣事業を営む人材派遣会社からの派遣労働者は、貴事業所とは指揮・命令関係にあっても、雇用関係はないとされるので、貴事業所の常用労働者には含めません。

常用名義（調査票①、③の欄）

常用労働者のうち期間を定めずに雇われている者(上記(i))に該当する者)のことです。

なお、試用又は見習い期間中の者及び出向者も含みます。

臨時・日雇名義（調査票②、④の欄）

常用労働者のうち期間を定めて、又は日々雇われている者(上記(ii)、(iii)に該当する者)のことです。

パートタイム労働者（調査票⑥、⑦、⑩、⑫、⑭、⑯の欄）

常用労働者のうち

- (i) 1 日の所定労働時間がその事業所の一般の労働者よりも短い者、
- (ii) その事業所の一般の労働者と1 日の所定労働時間が同じでも1 週の所定労働日数が少ない者のことです。

なお、パートタイム労働者の数は常用労働者数のうち数となります。

出向者（調査票⑧、⑰の欄）

常用労働者のうち企業間の契約又は企業の命令に基づき、他の企業の指揮命令を受けて勤務するために企業間を移動した者のことです。在籍、移籍を問いません。

なお、出向者の数は常用労働者数のうち数となります。

また、⑧の欄の「(4)イ 離職した者」のうち、4月～6月に離職した出向者数を⑰の欄に記入してください。

未充足求人

事業所における欠員であり、仕事があるにもかかわらず、その仕事に従事する人がいない状態を補充するために行っている求人のことであり、求人の方法は問いません。

未充足求人数（調査票⑮の欄）には、事業所の欠員の補充を本社等に要請する場合などでも、事業所が欠員を補充するために行っている求人であれば、その求人数を記入してください。

○ 「５ 常用労働者の異動状況」欄の記入

(1) イ 新しく入職した者（平成24年１月～６月間）

（「同一企業（会社）内からの転入者、給与支給の復活者等」は含めません。）

平成24年１～６月間に入職した常用労働者が該当します。

以下１～６についても含めてください。（１頁 ○用語「常用労働者」等を参照）

- 1 事業主の家族で他の労働者と同じように勤務し、同じような賃金の支払を受けて貴事業所で働いている者も含めます。
- 2 １か月以内の期間を定めて雇われた者又は日々雇われた者で前２か月にそれぞれ18日以上雇われ引き続き雇用される者。３か月目の最初の日を入職日とします。
- 3 定年で退職し、引き続き嘱託、臨時として雇用された者。雇用形態が変わった時点で離職者及び入職者として記入します。
- 4 臨時・日雇名義の常用労働者で、契約期間満了後、一時的に離職し、再度入職した場合、離職期間が１か月以上であれば入職者としませんが、１か月未満であれば継続して雇用されている者とみなします。
- 5 系列企業などからの移動者（ただし、派遣労働者は含めません。）。出向者及び出向先からの復帰者を含めます。
なお、出向元企業に籍があつて、賃金を出向元が支払っている場合でも貴事業所に勤務しているのであれば含めます。反対に貴事業所に籍があつても他の企業に出向中で、貴事業所に勤めていない場合は含めません。
- 6 労働者派遣事業を営む事業所については、常用労働者の定義に当てはまる派遣労働者は含みます。

(2) ロ 同一企業（会社）内からの転入者、給与支給の復活者等（平成24年１月～６月間）

同一企業（会社）内の他の事業所から転入してきた者や、休職、その他の理由により給与の支給が停止されていた者で、復職、その他の理由で給与が支給されるようになった者（出向者、出向復帰者を除きます。）などが該当します。

なお、人事権が本社に統轄されていて、本社で一旦採用した後、一定期間の社内訓練などを経てから事業所に配置換えされるような場合は、受入れ事業所は「同一企業内からの転入者」とします。（逆に本社では「同一企業内への転出者」とします。）

これに対し、事業所で一旦採用した後、社内訓練などを受けるためただちに本社に転出した場合、人事権が本社に移れば事業所では「同一企業内への転出者」となりますが、人事権が保留されればそのままとします。受入れ側の事業所もこれに従って取扱ってください。

(3) 平成24年１月～６月間に臨時・日雇名義から常用名義に切り替えられた者

平成23年12月末日に在籍していた臨時・日雇名義の常用労働者及び平成24年１月～６月間に増加した臨時・日雇名義の常用労働者のうち、平成24年１月～６月間に昇格、登用などにより常用名義に切り替えられた者を記入してください。

(4) イ 離職した者（平成24年１月～６月間）

（下記の「同一企業（会社）内への転出者、給与支給の停止者等」は含めません。）

雇用関係が終了して離職した者（出向者、出向復帰者を含む。）及び系列企業への移動者が該当します（ただし、派遣労働者は含めません。）。

なお、定年で退職し引き続き嘱託、臨時などとして雇用された者も定年退職の際、一度離職した者として扱います。

また、「C（男女計）」欄の離職した者のうち、４月～６月に離職した常用労働者数を⑰の欄に記入してください。

(5)ロ 同一企業（会社）内への転出者、給与支給の停止者等（平成24年1月～6月間）

同一企業（会社）内の他の事業所へ転出した者、休職、その他の理由により給与が停止されるに至った者などが該当します。（出向者、出向復帰者を除きます。）

※「うちパートタイム労働者 ⑥男、⑦女」及び「うち他企業からの出向者 ⑧」については男女計 ⑤のうち数として記入してください。

○ 「6 性、年齢階級別常用労働者数」欄の記入

平成24年6月末日現在の常用労働者数（常用名義及び臨時・日雇名義の者）を満年齢で区分して記入してください。

年齢階級区分 早見表（平成24年6月末日現在）

(1) 19歳以下	平成4年7月1日以降	生まれ
(2) 20～24歳	昭和62年7月1日～平成4年6月30日	生まれ
(3) 25～29歳	昭和57年7月1日～昭和62年6月30日	生まれ
(4) 30～34歳	昭和52年7月1日～昭和57年6月30日	生まれ
(5) 35～39歳	昭和47年7月1日～昭和52年6月30日	生まれ
(6) 40～44歳	昭和42年7月1日～昭和47年6月30日	生まれ
(7) 45～49歳	昭和37年7月1日～昭和42年6月30日	生まれ
(8) 50～54歳	昭和32年7月1日～昭和37年6月30日	生まれ
(9) 55～59歳	昭和27年7月1日～昭和32年6月30日	生まれ
(10) 60～64歳	昭和22年7月1日～昭和27年6月30日	生まれ
(11) 65歳以上	昭和22年6月30日以前	生まれ

○ 「7 職業別常用労働者数及び未充足求人数」欄の記入

この欄は次の職業区分を参考にしてください。ただし、研修生、見習生については将来配属を予定される仕事の内容によります。

「管理的職業従事者」……………課（課相当を含む）以上の内部組織の経営・管理に従事する人をいいます。

例えば、部長、課長、工場長、支店長、駅長など。

「専門的・技術的職業従事者」…高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事する人、及び医療・法律・芸術・その他の専門的性質の仕事に従事する人をいいます。

例えば、化学研究員、情報工学研究員、教育研究員、農産物検査員、食品開発技術者、金属技術者、電気工事技術者、測量士、測量士補、システムコンサルタント、システム設計技術者、医師、薬剤師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、歯科衛生士、栄養士、ケースワーカー、保育士、ケアマネージャー、弁護士、司法書士、公認会計士、会計士補、税理士、写真家、デザイナー、プロデューサー、アシスタント・ディレクター、教員、記者、編集者など。

「事務従事者」…………… 一般に課長(課長相当職を含む)以上の職務にあるものの監督を受けて、庶務・人事・会計・調査等の仕事、運輸・通信・生産関連・営業販売・外勤に関する事務及び事務用機械の操作の仕事に従事する人をいいます。

例えば、一般事務員、窓口事務員、受付・案内事務員、経理事務員、生産管理事務員、営業事務員、駅務員、集金人、検針員、郵便事務員、キーパンチャー、パーソナルコンピュータ操作員など。

「販売従事者」…………… 商品の仕入れ・販売、不動産、証券などの売買、売買の仲立・取次・代理などの仕事、保険外交、商品の売買・製造などに関する取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結の仕事に従事する人をいいます。

例えば、小売店員、レジスター係、商品訪問・移動販売従事者、再生資源回収・卸売従事者、不動産仲介人、有価証券売買・仲立人、保険外交員、広告取りなど。

「サービス職業従事者」…………… 介護・身の回り用務・調理・接客・娯楽など個人に対するサービス、居住施設・ビルなどの管理サービス及びその他のサービスの仕事に従事する人をいいます。

例えば、介護職員、ホームヘルパー、看護助手、歯科助手、理容師、美容師、クリーニング職、調理師、皿洗い人(調理見習)、給仕人、ウェイトレス・ウェイター、キャディ、インフォメーション係、娯楽施設フロント係、ビル管理人、旅行添乗員、物品一時預かり人など。

「保安職業従事者」…………… 人の身辺において、身体に対する危害の発生の警戒・防止、又は工場・病院・学校・事務所・住宅・その他の施設などにおいて、火災・破損・盗難の予防、突発事故・不法侵入の防止など、人の生命、財産の保護又は構内秩序の維持等に関する警備の仕事に従事する人をいいます。

例えば、ガードマン、守衛、門衛、警備員、鉄道警備員、空港警備員、劇場警備員、倉庫見回員、倉庫警備員、建設現場誘導員、ブール・海水浴場監視員など。

「生産工程従事者」…………… 生産設備の制御・監視の仕事、機械・器具・手道具等を用いて原料・材料を加工する仕事、各種の機械器具を組立・調整・修理する仕事、製版・印刷・製本の作業、その他の生産工程の仕事に従事する人をいいます。

例えば、製鉄設備操作・監視作業、製鋼設備オペレーター、紡織設備オペレーター、印刷機オペレーター、製鉄工、鋳物工、旋盤工、金属プレス工、板金従事者、溶接工、食料品製造従事者、紡績工、機械組立工、自動車整備工、印刷・製本従事者、機械組立従事者、製品検査従事者など。

「輸送・機械運転従事者」…………… 機関車・電車・自動車・船舶・航空機の運転・操縦の仕事、及びその他の関連する仕事、並びに定置機関・機械及び建設機械を操作する仕事に従事する人をいいます。

例えば、電車運転士、バス運転者、トラック運転者、タクシー運転者、清掃車運転者、船舶航海士、航空機関士、車掌、甲板長、水力発電員、変電員、クレーン運転工、掘削機械運転工、ポーリング工など。

「建設・採掘従事者」…………… 建設の仕事、電気工事に係る作業を行う仕事、ダム・トンネルの掘削などの仕事、鉱物の探査・採掘・採取・選鉱の仕事に従事する人をいいます(ただし、建設機械を操作する人は「輸送・機械運転従事者」となります)。

例えば、型枠大工、鉄筋工、大工、屋根ふき工、左官、畳工、配管工、コンクリートはつり工、造園土木工、送電線電工、通信線配線工、土木作業員、線路工事作業員、掘削工、採鉱員、石切工、選鉱員など。

「運搬・清掃・包装等従事者」…………… 主に身体を使って行う定形的な作業のうち、運搬・配送・梱包・清掃・包装等に従事する人をいいます。

例えば、郵便配達員、船内荷役作業員、貨物自動車荷扱員、再生資源回収人(回収のみ)、倉庫作業員、新聞配達員、宅配配達員、荷造工、袋詰工、箱詰工、ビル・建物清掃員、ガラス拭き作業員、公園草取作業員、グラウンド・キーパー、用務員(学校)など。

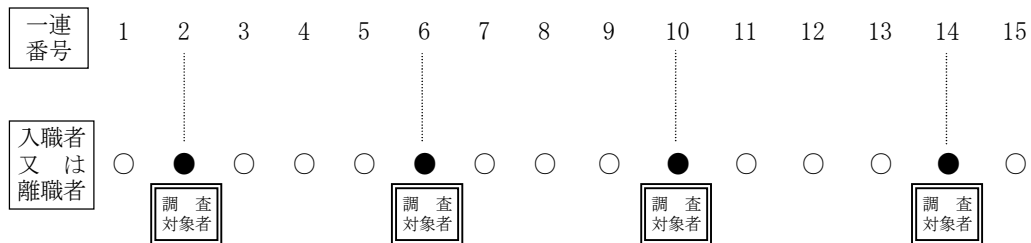
「その他の職業従事者」…………… 農林漁業作業員又は分類不能の職業の人をいいます。

調査対象入職者・離職者の抽出方法

- 1 「(2) 抽出率」欄の抽出率は、右の調査入職者の抽出率表及び裏面の調査離職者の抽出率表で、貴事業所の事業の内容（産業分類番号）及び平成23年12月末日現在の常用労働者数（⑤のA）に対応した抽出率となります。
- 2 入職者及び離職者の全員にそれぞれ一連番号を付け、その中から最初に選ぶ入職者及び離職者をクジなどにより決めてください。
以下の例にならって抽出してください。

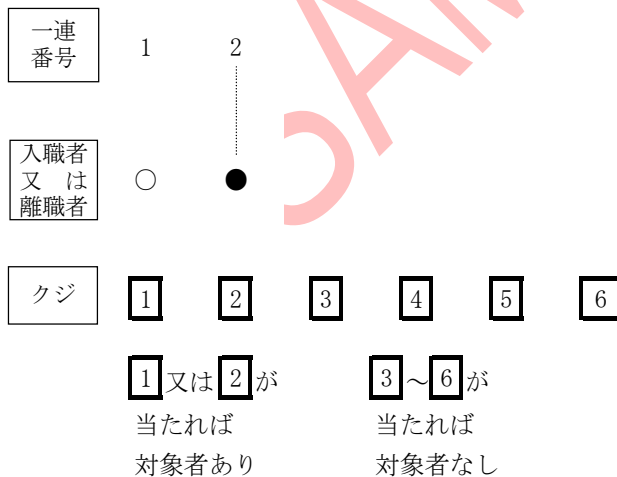
★ 入職者又は離職者が15人で抽出率1／4の場合

1・2・3・4の数字を記入した4本のクジを用意し、それを引いた結果「2」が当たったとすれば、2が最初の調査対象者となり、以下抽出率の分母の数「4」を加えた6・10・14番の入職者又は離職者が調査対象者となります。



★ 入職者又は離職者が2人で抽出率1／6の場合

同じ方法で1・2・3・4・5・6のクジを用意し、引いた結果「1」又は「2」が当たれば調査をしますが、「3」「4」「5」「6」が当たれば調査対象者はいないことになります。



- 3 「(3) 調査入（離）職者」欄には「入（離）職者数」（⑤のB又はC）のうちから抽出率により実際に抽出された入（離）職者数を記入してください。
ここで選出された労働者について入（離）職者票を記入することになります。
- 4 抽出にあたっては、特定の種類の労働者に偏ることのないようにしてください。

(24年上半期調査)

調査入職者の抽出率表 (注1)

産 業	23年12月末日現在常用労働者数 ⑤のA	500人 以上	100人から 499人まで	30人から 99人まで	5人から 29人まで
C 鉱業、採石業、砂利採取業		1/ 1	1/ 1	1/ 1	1/ 1
D 建設業		1/34	1/ 3	1/ 1	1/ 1
E 製造業					
09, 10 食料品、飲料・たばこ・飼料製造業		1/ 6	1/ 1	1/ 1	1/ 1
11 繊維工業		1/ 1	1/ 1	1/ 1	1/ 1
12 木材・木製品製造業（家具を除く）		1/ 1	1/ 1	1/ 1	1/ 1
13 家具・装備品製造業		1/ 1	1/ 1	1/ 1	1/ 1
14 パルプ・紙・紙加工品製造業		1/ 1	1/ 1	1/ 1	1/ 1
15 印刷・同関連業		1/ 1	1/ 1	1/ 1	1/ 1
16, 17 化学工業、石油製品・石炭製品製造業		1/ 1	1/ 1	1/ 1	1/ 1
18 プラスチック製品製造業		1/18	1/ 1	1/ 1	1/ 1
19 ゴム製品製造業		1/ 2	1/ 1	1/ 1	1/ 1
21 窯業・土石製品製造業		1/ 1	1/ 1	1/ 1	1/ 1
22 鉄鋼業		1/ 2	1/ 1	1/ 1	1/ 1
23 非鉄金属製造業		1/ 1	1/ 1	1/ 1	1/ 1
24 金属製品製造業		1/ 6	1/ 1	1/ 1	1/ 1
25 はん用機械器具製造業		1/ 2	1/ 1	1/ 1	1/ 1
26 生産用機械器具製造業		1/ 1	1/ 1	1/ 1	1/ 1
27 業務用機械器具製造業		1/ 1	1/ 1	1/ 1	1/ 1
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業		1/ 2	1/ 1	1/ 1	1/ 1
29 電気機械器具製造業		1/ 2	1/ 1	1/ 1	1/ 1
30 情報通信機械器具製造業		1/ 3	1/ 1	1/ 1	1/ 1
31 輸送用機械器具製造業		1/ 9	1/ 1	1/ 1	1/ 1
32, 20 その他の製造業、なめし皮・同製品・毛皮製造業		1/18	1/ 1	1/ 1	1/ 1
F 電気・ガス・熱供給・水道業		1/ 1	1/ 1	1/ 1	1/ 1
G 情報通信業		1/ 2	1/ 1	1/ 1	1/ 1
H 運輸業、郵便業		1/14	1/ 1	1/ 1	1/ 1
I 卸売業、小売業					
50-55 卸売業		1/ 4	1/ 3	1/ 1	1/ 1
56-61 小売業		1/64	1/ 3	1/ 1	1/ 1
J 金融業、保険業		1/16	1/ 6	1/ 1	1/ 1
K 不動産業、物品賃貸業		1/15	1/ 1	1/ 1	1/ 1
L 学術研究、専門・技術サービス業		1/ 6	1/ 1	1/ 1	1/ 1
M 宿泊業、飲食サービス業		1/34	1/47	1/ 1	1/ 1
N 生活関連サービス業、娯楽業		1/92	1/46	1/ 1	1/ 1
O 教育、学習支援業		1/26	1/ 4	1/ 1	1/ 1
P 医療、福祉		1/ 5	1/ 1	1/ 1	1/ 1
Q 複合サービス事業（注2）		1/ 1	1/ 2	1/ 1	1/ 1
R サービス業(他に分類されないもの)（注3）		1/14	1/ 7	1/ 1	1/ 1

(注1) 別に指示がある場合があります。

(注2) Q 複合サービス事業 : 複数の大分類にわたる各種のサービスを提供する事業所であって、法的に事業の種類や範囲が決められている郵便局、農業協同組合等が分類される。

(注3) R サービス業 : 主として個人又は事業所に対してサービスを提供する他の大分類に分類されない事業所が分類される。

(24年上半期調査)

調査離職者の抽出率表 (注1)

産 業	23年12月末日現在常用労働者数 ⑤のA	500人 以上	100人から 499人まで	30人から 99人まで	5人から 29人まで
C 鉱業、採石業、砂利採取業		1/ 1	1/ 1	1/ 1	1/ 1
D 建設業		1/25	1/ 3	1/ 1	1/ 1
E 製造業					
09, 10 食料品、飲料・たばこ・飼料製造業		1/17	1/ 3	1/ 1	1/ 1
11 繊維工業		1/14	1/ 1	1/ 1	1/ 1
12 木材・木製品製造業（家具を除く）		1/ 1	1/ 1	1/ 1	1/ 1
13 家具・装備品製造業		1/ 1	1/ 1	1/ 1	1/ 1
14 パルプ・紙・紙加工品製造業		1/ 1	1/ 1	1/ 1	1/ 1
15 印刷・同関連業		1/29	1/ 2	1/ 1	1/ 1
16, 17 化学工業、石油製品・石炭製品製造業		1/ 1	1/ 1	1/ 1	1/ 1
18 プラスチック製品製造業		1/ 1	1/ 1	1/ 1	1/ 1
19 ゴム製品製造業		1/ 1	1/ 1	1/ 1	1/ 1
21 窯業・土石製品製造業		1/ 1	1/ 1	1/ 1	1/ 1
22 鉄鋼業		1/ 1	1/ 1	1/ 1	1/ 1
23 非鉄金属製造業		1/ 1	1/ 1	1/ 1	1/ 1
24 金属製品製造業		1/ 8	1/ 1	1/ 1	1/ 1
25 はん用機械器具製造業		1/ 1	1/ 1	1/ 1	1/ 1
26 生産用機械器具製造業		1/ 2	1/ 1	1/ 1	1/ 1
27 業務用機械器具製造業		1/ 1	1/ 1	1/ 1	1/ 1
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業		1/ 2	1/ 2	1/ 1	1/ 1
29 電気機械器具製造業		1/ 2	1/ 1	1/ 1	1/ 1
30 情報通信機械器具製造業		1/ 2	1/ 1	1/ 1	1/ 1
31 輸送用機械器具製造業		1/ 3	1/ 1	1/ 1	1/ 1
32, 20 その他の製造業、なめし皮・同製品・毛皮製造業		1/18	1/ 1	1/ 1	1/ 1
F 電気・ガス・熱供給・水道業		1/ 1	1/ 1	1/ 1	1/ 1
G 情報通信業		1/ 4	1/ 1	1/ 1	1/ 1
H 運輸業、郵便業		1/20	1/ 1	1/ 1	1/ 1
I 卸売業、小売業					
50-55 卸売業		1/25	1/ 5	1/ 1	1/ 1
56-61 小売業		1/43	1/ 5	1/ 1	1/ 1
J 金融業、保険業		1/17	1/ 6	1/ 1	1/ 1
K 不動産業、物品賃貸業		1/30	1/ 2	1/ 1	1/ 1
L 学術研究、専門・技術サービス業		1/ 7	1/ 1	1/ 1	1/ 1
M 宿泊業、飲食サービス業		1/67	1/43	1/ 1	1/ 1
N 生活関連サービス業、娯楽業		1/55	1/39	1/ 1	1/ 1
O 教育、学習支援業		1/44	1/ 5	1/ 1	1/ 1
P 医療、福祉		1/28	1/ 1	1/ 1	1/ 1
Q 複合サービス事業（注2）		1/ 1	1/ 2	1/ 1	1/ 1
R サービス業(他に分類されないもの)（注3）		1/25	1/10	1/ 1	1/ 1

(注1) 別に指示がある場合があります。

(注2) Q 複合サービス事業 : 複数の大分類にわたる各種のサービスを提供する事業所であって、法的に事業の種類や範囲が決められている郵便局、農業協同組合等が分類される。

(注3) R サービス業 : 主として個人又は事業所に対してサービスを提供する他の大分類に分類されない事業所が分類される。

記入要領

○ 一般的注意

- 1 記入に当たっては青又は黒インクもしくはボールペンを使ってください。
- 2 数字はすべて1、2、3……の算用数字を使ってください。
- 3 記入のない欄又は該当数のない欄等は空欄のままとし、斜線等を付けないでください。

○ 「2 企業全体の常用労働者数」欄の記入

この調査は、**事業所を単位**としていますが、この項目は**企業全体の常用労働者数**です。
該当する番号に1つ○印してください。

○ 調査票の種類と記入者

事業所票（様式2号） → 貴事業所の担当者の方に記入していただきます。

入職者票（様式3号） → 抽出された入職者の方に記入していただきます。
調査時に調査対象者が在籍していない場合は、記入できる範囲で事業所担当者の方が記入してください。

（※ 貴事業所の担当者の方に調査票の配布と取りまとめをしていただきます。）

離職者票（様式4号） → 抽出された離職者について貴事業所の担当者の方に記入していただきます。

◎ 入職者又は離職者の抽出の方法、「入職者の抽出」及び「離職者の抽出」欄については、

別葉の **調査対象入職者・離職者の抽出方法** をご覧ください。

○ 用語

常用労働者とは

- (i) 期間を定めずに雇われている者、
- (ii) 1か月を超える期間を定めて雇われている者、
- (iii) 1か月以内の期間を定めて雇われている者又は日々雇われている者で前2か月にそれぞれ18日以上雇われた者のことです。

なお、下記で説明するパートタイム労働者及び出向者も常用労働者に含みます。

ただし、労働者派遣事業を営む人材派遣会社からの派遣労働者は、貴事業所とは指揮・命令関係にあっても、雇用関係はないとされるので、貴事業所の常用労働者には含めません。

常用名義（調査票①、③の欄）

常用労働者のうち期間を定めずに雇われている者(上記(i))に該当する者のことです。

なお、試用又は見習い期間中の者及び出向者も含みます。

臨時・日雇名義（調査票②、④の欄）

常用労働者のうち期間を定めて、又は日々雇われている者(上記(ii)、(iii))に該当する者のことです。

パートタイム労働者（調査票⑥、⑦の欄）

常用労働者のうち

- (i) 1日の所定労働時間がその事業所の一般の労働者よりも短い者、
- (ii) その事業所の一般の労働者と1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない者のことです。

なお、パートタイム労働者の数は常用労働者数のうち数となります。

出向者（調査票⑧、⑩の欄）

常用労働者のうち企業間の契約又は企業の命令に基づき、他の企業の指揮命令を受けて勤務するために企業間を移動した者のことです。在籍、移籍を問いません。

なお、出向者の数は常用労働者数のうち数となります。

また、⑧の欄の「(4)イ 離職した者」のうち、10月～12月に離職した出向者数を⑩の欄に記入してください。

○ 「5 常用労働者の異動状況」欄の記入

(2)イ 新しく入職した者（平成24年7月～12月間）

（「同一企業（会社）内からの転入者、給与支給の復活者等」は含めません。）

平成24年7～12月間に入職した常用労働者が該当します。

以下1～6についても含めてください。（1頁 ○用語「常用労働者」等を参照。）

- 1 事業主の家族で他の労働者と同じように勤務し、同じような賃金の支払を受けて貴事業所で働いている者も含めます。
- 2 1か月以内の期間を定めて雇われた者又は日々雇われた者で前2か月にそれぞれ18日以上雇われ引き続き雇用される者。3か月目の最初の日を入職日とします。
- 3 定年で退職し、引き続き嘱託、臨時として雇用された者。雇用形態が変わった時点で離職者及び入職者として記入します。
- 4 臨時・日雇名義の常用労働者で、契約期間満了後、一時的に離職し、再度入職した場合、離職期間が1か月以上であれば入職者としませんが、1か月未満であれば継続して雇用されている者とみなします。
- 5 系列企業などからの移動者（ただし、派遣労働者は含めません。）。出向者及び出向先からの復帰者を含めます。
なお、出向元企業に籍があつて、賃金を出向元が支払っている場合でも貴事業所に勤務しているのであれば含めます。反対に貴事業所に籍があつても他の企業に出向中で、貴事業所に勤めていない場合は含めません。
- 6 人材派遣事業を営む事業所については、常用労働者の定義に当てはまる派遣労働者は含みます。

(2)ロ 同一企業（会社）内からの転入者、給与支給の復活者等（平成24年7月～12月間）

同一企業（会社）内の他の事業所から転入してきた者や、休職、その他の理由により給与の支給が停止されていた者で、復職、その他の理由で給与が支給されるようになった者（出向者、出向復帰者を除きます。）などが該当します。

なお、人事権が本社に統轄されていて、本社で一旦採用した後、一定期間の社内訓練などを経てから事業所を配置換えされるような場合は、受入れ事業所は「同一企業内からの転入者」とします。（逆に本社では「同一企業内への転出者」とします。）

これに対し、事業所で一旦採用した後、社内訓練などを受けるためだけに本社に転出した場合、人事権が本社に移れば事業所では「同一企業内への転出者」となりますが、人事権が保留されればそのままとします。受入れ側の事業所もこれに従って取扱ってください。

(3) 平成24年7月～12月間に臨時・日雇名義から常用名義に切り替えられた者

平成24年6月末日に在籍していた臨時・日雇名義の常用労働者及び平成24年7月～12月間に増加した臨時・日雇名義の常用労働者のうち、平成24年7月～12月間に昇格、登用などにより常用名義に切り替えられた者を記入してください。

(4)イ 離職した者（平成24年7月～12月間）

（下記の「同一企業（会社）内への転出者、給与支給の停止者等」は含めません。）

雇用関係が終了して離職した者（出向者、出向復帰者を含む。）及び系列企業への移動者が該当します（ただし、派遣労働者は含めません。）。

なお、定年で退職し引き続き嘱託、臨時などとして雇用された者も定年退職の際、一度離職した者としてします。

また、「C（男女計）」欄の離職した者のうち、10月～12月に離職した常用労働者数を⑦の欄に記入してください。

(4)ロ 同一企業（会社）内への転出者、給与支給の停止者等（平成24年7月～12月間）

同一企業（会社）内の他の事業所へ転出した者、休職、その他の理由により給与が停止されるに至った者などが該当します。（出向者、出向復帰者を除きます。）

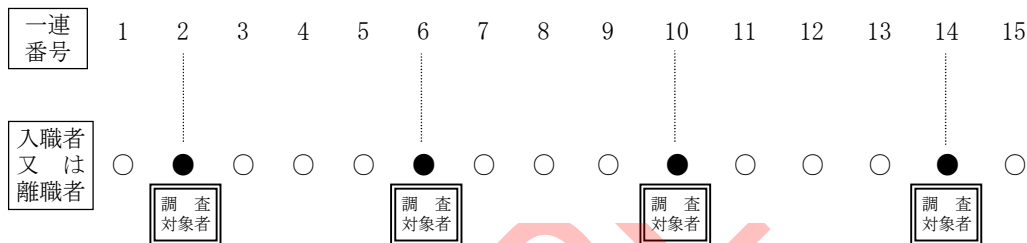
※「うちパートタイム労働者 ⑥男⑦女」及び「うち他企業からの出向者 ⑧」については男女計⑤のうち数として記入してください。

調査対象入職者・離職者の抽出方法

- 1 「(2) 抽出率」欄の抽出率は、右の調査入職者の抽出率表及び裏面の調査離職者の抽出率表で、貴事業所の事業の内容（産業分類番号）及び平成24年6月末日現在の常用労働者数（⑤のA）に対応した抽出率となります。
- 2 入職者及び離職者の全員にそれぞれ一連番号を付け、その中から最初に選ぶ入職者及び離職者をクジなどにより決めてください。
以下の例にならって抽出してください。

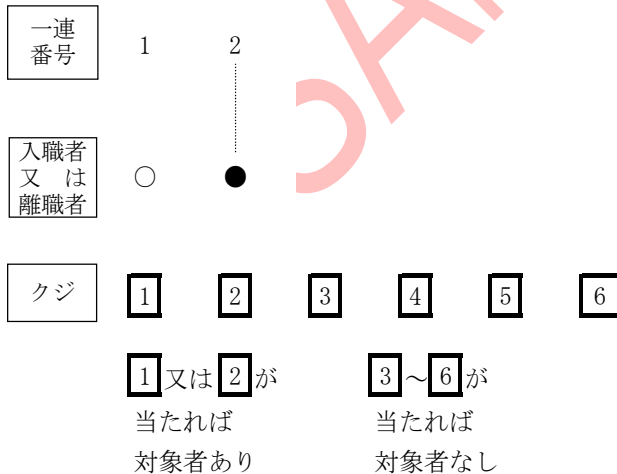
★ 入職者又は離職者が15人で抽出率1/4の場合

1・2・3・4の数字を記入した4本のクジを用意し、それを引いた結果「2」が当たったとすれば、2が最初の調査対象者となり、以下抽出率の分母の数「4」を加えた6・10・14番の入職者又は離職者が調査対象者となります。



★ 入職者又は離職者が2人で抽出率1/6の場合

同じ方法で1・2・3・4・5・6のクジを用意し、引いた結果「1」又は「2」が当たれば調査をしますが、「3」「4」「5」「6」が当たれば調査対象者はいないことになります。



- 3 「(3) 調査入（離）職者」欄には「入（離）職者数」（⑤のB又はC）のうちから抽出率により実際に抽出された入（離）職者数を記入してください。
ここで選出された労働者について入（離）職者票を記入することになります。
- 4 抽出にあたっては、特定の種類の労働者に偏ることのないようにしてください。

(24年下半年調査)

調査入職者の抽出率表 (注1)

平成24年6月末日現在常用労働者数 産 業 ⑤のA	500人 以上	100人から 499人まで	30人から 99人まで	5人から 29人まで
C 鉱業、採石業、砂利採取業	1/ 1	1/ 1	1/ 1	1/ 1
D 建設業	1/38	1/ 4	1/ 1	1/ 1
E 製造業				
09, 10 食料品、飲料・たばこ・飼料製造業	1/17	1/ 1	1/ 1	1/ 1
11 繊維工業	1/ 1	1/ 1	1/ 1	1/ 1
12 木材・木製品製造業（家具を除く）	1/ 1	1/ 1	1/ 1	1/ 1
13 家具・装備品製造業	1/ 2	1/ 1	1/ 1	1/ 1
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	1/ 1	1/ 1	1/ 1	1/ 1
15 印刷・同関連業	1/15	1/ 1	1/ 1	1/ 1
16, 17 化学工業、石油製品・石炭製品製造業	1/17	1/ 1	1/ 1	1/ 1
18 プラスチック製品製造業	1/13	1/ 1	1/ 1	1/ 1
19 ゴム製品製造業	1/ 1	1/ 1	1/ 1	1/ 1
21 窯業・土石製品製造業	1/14	1/ 1	1/ 1	1/ 1
22 鉄鋼業	1/ 8	1/ 1	1/ 1	1/ 1
23 非鉄金属製造業	1/15	1/ 1	1/ 1	1/ 1
24 金属製品製造業	1/ 1	1/ 1	1/ 1	1/ 1
25 はん用機械器具製造業	1/ 1	1/ 1	1/ 1	1/ 1
26 生産用機械器具製造業	1/ 1	1/ 1	1/ 1	1/ 1
27 業務用機械器具製造業	1/ 1	1/ 1	1/ 1	1/ 1
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	1/ 1	1/ 1	1/ 1	1/ 1
29 電気機械器具製造業	1/ 1	1/ 1	1/ 1	1/ 1
30 情報通信機械器具製造業	1/ 1	1/ 1	1/ 1	1/ 1
31 輸送用機械器具製造業	1/ 2	1/ 1	1/ 1	1/ 1
32, 20 その他の製造業、なめし皮・同製品・毛皮製造業	1/ 1	1/ 1	1/ 1	1/ 1
F 電気・ガス・熱供給・水道業	1/ 1	1/ 1	1/ 1	1/ 1
G 情報通信業	1/ 2	1/ 1	1/ 1	1/ 1
H 運輸業、郵便業	1/21	1/ 1	1/ 1	1/ 1
I 卸売業、小売業				
50-55 卸売業	1/24	1/ 4	1/ 1	1/ 1
56-61 小売業	1/63	1/ 3	1/ 1	1/ 1
J 金融業、保険業	1/14	1/ 6	1/ 1	1/ 1
K 不動産業、物品賃貸業	1/20	1/ 2	1/ 1	1/ 1
L 学術研究、専門・技術サービス業	1/ 8	1/ 1	1/ 1	1/ 1
M 宿泊業、飲食サービス業	1/71	1/70	1/ 1	1/ 1
N 生活関連サービス業、娯楽業	1/28	1/43	1/ 1	1/ 1
O 教育、学習支援業	1/ 4	1/ 1	1/ 1	1/ 1
P 医療、福祉	1/26	1/ 1	1/ 1	1/ 1
Q 複合サービス事業（注2）	1/ 1	1/ 2	1/ 1	1/ 1
R サービス業(他に分類されないもの)（注3）	1/32	1/ 4	1/ 1	1/ 1

(注1) 別に指示がある場合があります。

(注2) Q 複合サービス事業 : 複数の大分類にわたる各種のサービスを提供する事業所であって、法的に事業の種類や範囲が決められている郵便局、農業協同組合等が分類される。

(注3) R サービス業 : 主として個人又は事業所に対してサービスを提供する他の大分類に分類されない事業所が分類される。

(24年下半年調査)

調査離職者の抽出率表 (注1)

平成24年6月末日現在常用労働者数 産 業 ⑤のA	500人 以上	100人から 499人まで	30人から 99人まで	5人から 29人まで
C 鉱業、採石業、砂利採取業	1/ 1	1/ 1	1/ 1	1/ 1
D 建設業	1/14	1/ 1	1/ 1	1/ 1
E 製造業				
09, 10 食料品、飲料・たばこ・飼料製造業	1/13	1/ 1	1/ 1	1/ 1
11 繊維工業	1/ 1	1/ 1	1/ 1	1/ 1
12 木材・木製品製造業（家具を除く）	1/ 1	1/ 1	1/ 1	1/ 1
13 家具・装備品製造業	1/ 1	1/ 1	1/ 1	1/ 1
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	1/ 1	1/ 1	1/ 1	1/ 1
15 印刷・同関連業	1/11	1/ 1	1/ 1	1/ 1
16, 17 化学工業、石油製品・石炭製品製造業	1/ 2	1/ 1	1/ 1	1/ 1
18 プラスチック製品製造業	1/24	1/ 1	1/ 1	1/ 1
19 ゴム製品製造業	1/ 1	1/ 1	1/ 1	1/ 1
21 窯業・土石製品製造業	1/ 3	1/ 1	1/ 1	1/ 1
22 鉄鋼業	1/ 2	1/ 1	1/ 1	1/ 1
23 非鉄金属製造業	1/ 1	1/ 1	1/ 1	1/ 1
24 金属製品製造業	1/ 1	1/ 1	1/ 1	1/ 1
25 はん用機械器具製造業	1/ 2	1/ 1	1/ 1	1/ 1
26 生産用機械器具製造業	1/ 1	1/ 1	1/ 1	1/ 1
27 業務用機械器具製造業	1/ 1	1/ 1	1/ 1	1/ 1
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	1/ 2	1/ 1	1/ 1	1/ 1
29 電気機械器具製造業	1/ 1	1/ 1	1/ 1	1/ 1
30 情報通信機械器具製造業	1/ 3	1/ 1	1/ 1	1/ 1
31 輸送用機械器具製造業	1/ 3	1/ 1	1/ 1	1/ 1
32, 20 その他の製造業、なめし皮・同製品・毛皮製造業	1/ 1	1/ 1	1/ 1	1/ 1
F 電気・ガス・熱供給・水道業	1/ 1	1/ 1	1/ 1	1/ 1
G 情報通信業	1/ 6	1/ 1	1/ 1	1/ 1
H 運輸業、郵便業	1/24	1/ 1	1/ 1	1/ 1
I 卸売業、小売業				
50-55 卸売業	1/49	1/ 6	1/ 1	1/ 1
56-61 小売業	1/77	1/ 4	1/ 1	1/ 1
J 金融業、保険業	1/16	1/11	1/ 1	1/ 1
K 不動産業、物品賃貸業	1/28	1/ 2	1/ 1	1/ 1
L 学術研究、専門・技術サービス業	1/ 8	1/ 1	1/ 1	1/ 1
M 宿泊業、飲食サービス業	1/77	1/41	1/ 1	1/ 1
N 生活関連サービス業、娯楽業	1/93	1/35	1/ 1	1/ 1
O 教育、学習支援業	1/14	1/ 2	1/ 1	1/ 1
P 医療、福祉	1/54	1/ 1	1/ 1	1/ 1
Q 複合サービス事業（注2）	1/ 1	1/ 1	1/ 1	1/ 1
R サービス業(他に分類されないもの)（注3）	1/35	1/ 8	1/ 1	1/ 1

(注1) 別に指示がある場合があります。

(注2) Q 複合サービス事業 : 複数の大分類にわたる各種のサービスを提供する事業所であって、法的に事業の種類や範囲が決められている郵便局、農業協同組合等が分類される。

(注3) R サービス業 : 主として個人又は事業所に対してサービスを提供する他の大分類に分類されない事業所が分類される。

記入要領

○ 一般的注意

- 1 記入に当たっては青又は黒インクもしくはボールペンを使ってください。
- 2 該当する番号を1つ選んで○で囲んでください。ただし、問5については該当するものすべてを○で囲んでください。
(一部都道府県名を記入してください)。

○ 用語の定義

「入職者」・・・・・・・・・・調査対象期間中、事業所に新たに採用された者をいい、他企業からの出向者・出向復帰者を含み、同一企業内の他事業所からの転入者を除きます。

問3 最後に卒業した学校

「高校」・・・・・・・・・・専修学校(学校教育法第124条)で高等課程(中学卒を入学資格とする修業年限3年以上、通常高等専修学校と呼ばれる学校)を修了した人を含みます。

「専修学校(専門課程)」・・・・専修学校(学校教育法第124条)で専門課程(高校卒を入学資格とする修業年限2年以上、通常専門学校と呼ばれる学校)を修了した人です。高等課程、一般課程、各種学校(自動車教習所等)は除きます。

問5 求職活動でのインターネット利用の有無

「民間等の求人広告会社・・・・地方自治体で運営しているサイトも含みます。
のサイト」

「しごと情報ネット」・・・・認定された参加機関(民間職業紹介事業所、民間求人情報提供事業所、求人情報の提供を行う地方公共団体や経済団体、労働者派遣事業所、公共職業安定所)が保有する求人情報を一覧、検索できる国のサイトである「しごと情報ネット」を利用したことをいいます。

「ハローワークインター・・・・公共職業安定所の求人情報を一覧、検索できる国のサイトである「ハローワークインターネ
ットサービス」 ネットサービス」を利用したことをいいます。

「その他のサイト」・・・・学校の求人情報データベース、船員求人情報ネット、検索サービスのサイトを利用した等を含みます。

「面接日の調整や企業に対する ・・企業セミナー等のイベント情報を収集、企業に資料請求、エントリーシートの利用、企業と
質問等に利用」 の連絡、訪問予定企業までの経路調べ、入職希望職種に関連する職業能力開発情報の収集、
求職者として登録等にインターネットを利用したことも含みます。

問6 入職したときの経路

「安定所(ハローワーク)」・・公共職業安定所(パートバンク、人材銀行等を含む)で求人情報を見て応募したり、紹介を受けて入職した場合をいいます。ハローワークインターネットサービスで見た求人について安定所の紹介を受けて入職した場合も含まれます。

「ハローワークインターネットサービス又はしごと情報ネットを見て応募」
・・・・・・・・ハローワークインターネットサービス又はしごと情報ネットを見て直接応募し、入職した場合をいいます。

「民営職業紹介所」・・・・有料・無料を問わず、民営職業紹介事業を営む事業所の職業紹介を受けて入職した場合をいいます。

「学校」・・・・・・・・専修学校、各種学校の紹介も含まれます。

「前の会社」・・・・現在の事業所に入職以前に就業していた会社のあつ旋、援助等による場合(定年後の再雇用等)をいいます。

「出向」・・・・・・・・企業間の契約又は企業の命令に基づき他の企業の指示を受けて勤務するため企業間を移動した場合をいいます。

「出向先からの復帰」・・・・出向先の企業から出向元の企業へ移動した場合をいいます。

「縁故」・・・・・・・・私的關係(例えば親戚、友人、知人等)によるあつ旋、援助等による場合をいいます。

「広告」・・・・・・・・ハローワークインターネットサービス及びしごと情報ネットを除くインターネットも含まれます。

「その他」・・・・・・・・商工会議所、地方公共団体の広報又は地方公共団体の職業紹介なども含まれます。

問7 一般・パートの別

「パートタイム労働者」・・・・1日の所定労働時間がその事業所の一般の労働者より短い人又は1日の所定労働時間が同じであっても1週の所定労働日数が一般の労働者より少ない人のことです。

問8 仕事の内容(職業区分)

入職後における仕事の内容について、下に掲げる例示を参考に1つ選んでください。ただし、研修生、見習生については将来配属を予定される仕事の内容によります。また、2つ以上の仕事に従事している場合は、そのうち主なものによります。

「管理的職業従事者」……………課（課相当を含む）以上の内部組織の経営・管理に従事する人をいいます。

例えば、部長、課長、工場長、支店長、駅長など。

「専門的・技術的職業従事者」……高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事する人、及び医療・法律・芸術・その他の専門的性質の仕事に従事する人をいいます。

例えば、化学研究員、情報工学研究員、農産物検査員、食品開発技術者、金属技術者、電気工事技術者、測量士、測量士補、システムコンサルタント、システム設計技術者、医師、薬剤師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、歯科衛生士、栄養士、ケースワーカー、保育士、ケアマネージャー、弁護士、司法書士、写真家、デザイナー、プロデューサー、アシスタント・ディレクター、教員、記者、編集者など。

「事務従事者」……………一般に課長（課長相当職を含む）以上の職務にあるものの監督を受けて、庶務・人事・会計・調査等の仕事、運輸・通信・生産関連・営業販売・外勤に関する事務及び事務用機械の操作の仕事に従事する人をいいます。

例えば、一般事務員、窓口事務員、受付・案内事務員、経理事務員、生産管理事務員、営業事務員、駅務員、集金人、検針員、郵便事務員、キーパンチャー、パーソナルコンピュータ操作員など。

「販売従事者」……………商品の仕入れ・販売、不動産、証券などの売買、売買の仲立・取次・代理などの仕事、保険外交、商品の売買・製造などに関する取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結の仕事に従事する人をいいます。

例えば、小売店員、レジスター係、商品訪問・移動販売従事者、再生資源回収・卸売従事者、不動産仲介人、有価証券売買・仲立人、保険外交員、広告取りなど。

「サービス職業従事者」……………介護・身の回り用務・調理・接客・娯楽など個人に対するサービス、居住施設・ビルなどの管理サービス及びその他のサービスの仕事に従事する人をいいます。

例えば、介護職員、ホームヘルパー、看護助手、歯科助手、理容師、美容師、クリーニング職、調理師、給仕人、皿洗い人（調理見習）、ウェイトレス・ウェイター、キャディ、インフォメーション係、娯楽施設フロント係、ビル管理人、旅行添乗員、物品一時預かり人など。

「保安職業従事者」……………人の身辺において、身体に対する危害の発生の警戒・防止、又は工場・病院・学校・事務所・住宅・その他の施設などにおいて、火災・破損・盗難の予防、突発事故・不法侵入の防止など、人の生命、財産の保護又は構内秩序の維持等に関する警備の仕事に従事する人をいいます。

例えば、ガードマン、守衛、門衛、警備員、鉄道警備員、空港警備員、劇場警備員、倉庫見回員、倉庫警備員、建設現場誘導員、プール・海水浴場監視員など。

「生産工程従事者」……………生産設備の制御・監視の仕事、機械・器具・手道具等を用いて原料・材料を加工する仕事、各種の機械器具を組立・調整・修理する仕事、製版・印刷・製本の作業、その他の生産工程の仕事に従事する人をいいます。

例えば、製鉄設備操作・監視作業員、製鋼設備オペレーター、紡織設備オペレーター、印刷機オペレーター、製鉄工、鋳物工、旋盤工、金属プレス工、板金従事者、溶接工、食料品製造従事者、紡績工、機械組立工、自動車整備工、印刷・製本従事者、機械組立従事者、製品検査従事者など。

「輸送・機械運転従事者」……………機関車・電車・自動車・船舶・航空機の運転・操縦の仕事、及びその他の関連する仕事、並びに定置機関・機械及び建設機械を操作する仕事に従事する人をいいます。

例えば、電車運転士、バス運転者、トラック運転者、タクシー運転者、清掃車運転者、船舶航海士、航空機関士、車掌、甲板長、水力発電員、変電員、クレーン運転工、掘削機械運転工、ボーリング工など。

「建設・採掘従事者」……………建設の仕事、電気工事に係る作業を行う仕事、ダム・トンネルの掘削などの仕事、鉱物の探査・採掘・採取・選鉱の仕事に従事する人をいいます（ただし、建設機械を操作する人は「輸送・機械運転従事者」となります）。

例えば、型枠大工、鉄筋工、大工、屋根ふき工、左官、畳工、配管工、コンクリートはつり工、造園土木工、送電線電工、通信線配線工、土木作業員、線路工事作業員、掘削工、採鉱員、石切工、選鉱員など。

「運搬・清掃・包装等従事者」……主に身体を使って行う定形的な作業のうち、運搬・配送・梱包・清掃・包装等に従事する人をいいます。

例えば、郵便配達員、船内荷役作業員、貨物自動車荷扱員、再生資源回収人（回収のみ）、倉庫作業員、新聞配達員、宅配配達員、荷造工、袋詰工、箱詰工、ビル・建物清掃員、ガラス拭き作業員、公園草取作業員、グラウンド・キーパー、公園草取作業員、用務員（学校）など。

「その他の職業従事者」……………農林漁業作業員又は分類不能の職業の人をいいます。

- 問9 入職前2年間の仕事**・・・農業、自営、家業の手伝いも含みます。ただし、内職や1か月未満の就業は除きます。
の経験の有無 この事業所に入職する前1年間にほかの仕事についていたことがある人は「1 入職前1年以内に仕事についていた経験がある」に、1年前まではなくても2年前までにほかの仕事についていたことがある人は「2 入職前1年間はないが、1年を超え2年以内には仕事についていた経験がある」に、2年間ほかの仕事についていたことがない人や今まで仕事についていたことがない人は「3 入職前2年間に仕事についていた経験がない」を○で囲んでください。
- 入職前の勤め先又は居住地の都道府県名**・・・入職前1年間に仕事についていたことのある人は、直前の勤め先の都道府県名を記入してください。入職前の1年間に仕事についていたことがない人は、入職前の居住地の都道府県名を記入してください。
- 問11 直前の勤め先の事業** 事業には農業、自営、家業の手伝いも含みます。また、2つ以上の事業を行っている場合はそのうち主なものによります。4頁「日本標準産業分類（平成19年11月改定）」を参照してください。
「複合サービス事業」・・・郵便局、協同組合をいいます。
「その他の産業」・・・非現業部門の官公署など。
- 問12 直前の仕事の内容**・・・離職直前の仕事の内容で該当する番号を○で囲んでください。「問8 仕事の内容」例示を参照してください。
- 問13 直前の従業上の地位**・・・家族従業者の場合でも賃金をもらっていた人は雇用者になります。
- 問15 直前の勤め先の企業全体の従業員数**・・・本店、支店、工場など全体を合わせたものです。「官公営」の場合は全体の従業員数は不要です。なので「官公営」を○で囲んでください。
- 問16 直前の勤め先を辞めた理由**
「介護」・・・家族の介護（看護を含む）のために辞めた場合をいいます。
「定年」・・・60歳以上で一定の年齢に達したため、自動的に退職となった場合をいいます。
「契約期間の満了」・・・期間の定めのある雇用契約で雇用されていた人が、その期間の終了によって辞めた場合をいいます。
「会社都合」・・・会社の倒産、整理解雇又は希望退職（選択定年制や早期退職優遇制度等を含む）等で辞めた場合をいいます。
- 問17 直前の勤め先と比べて賃金はどう変わりましたか** 前の勤め先を辞める直前と今の所に入職した時の賃金を比べ、何割くらい上がったか、あるいは下がったかによって該当する番号を○で囲んでください。
ここでいう賃金とは、超過勤務手当を含み、賞与など臨時的なものを除いた税込み額をいいます。

日本標準産業分類（平成19年11月改定）

A－農業, 林業

- 01 農業
- 02 林業

B－漁業

- 03 漁業（水産養殖業を除く）
- 04 水産養殖業

C－鉱業, 採石業, 砂利採取業

- 05 鉱業, 採石業, 砂利採取業

D－建設業

- 06 総合工事業
- 07 職別工事業（設備工事業を除く）
- 08 設備工事業

E－製造業

- 09 食料品製造業
- 10 飲料・たばこ・飼料製造業
- 11 繊維工業
- 12 木材・木製品製造業（家具を除く）
- 13 家具・装備品製造業
- 14 パルプ・紙・紙加工品製造業
- 15 印刷・同関連業
- 16 化学工業
- 17 石油製品・石炭製品製造業
- 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）
- 19 ゴム製品製造業
- 20 なめし革・同製品・毛皮製造業
- 21 窯業・土石製品製造業
- 22 鉄鋼業
- 23 非鉄金属製造業
- 24 金属製品製造業
- 25 はん用機械器具製造業
- 26 生産用機械器具製造業
- 27 業務用機械器具製造業
- 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- 29 電気機械器具製造業
- 30 情報通信機械器具製造業
- 31 輸送用機械器具製造業
- 32 その他の製造業

F－電気・ガス・熱供給・水道業

- 33 電気業
- 34 ガス業
- 35 熱供給業
- 36 水道業

G－情報通信業

- 37 通信業
- 38 放送業
- 39 情報サービス業
- 40 インターネット附随サービス業
- 41 映像・音声・文字情報制作業

H－運輸業, 郵便業

- 42 鉄道業
- 43 道路旅客運送業
- 44 道路貨物運送業
- 45 水運業
- 46 航空運輸業
- 47 倉庫業
- 48 運輸に附帯するサービス業
- 49 郵便業（信書便事業を含む）

I－卸売業, 小売業

- 50 各種商品卸売業
- 51 繊維・衣服等卸売業
- 52 飲食料品卸売業
- 53 建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業
- 54 機械器具卸売業
- 55 その他の卸売業
- 56 各種商品小売業
- 57 織物・衣服・身の回り品小売業
- 58 飲食料品小売業
- 59 機械器具小売業
- 60 その他の小売業
- 61 無店舗小売業

J－金融業, 保険業

- 62 銀行業
- 63 協同組織金融業
- 64 貸金業, クレジットカード業等非預金信用機関
- 65 金融商品取引業, 商品先物取引業
- 66 補助的金融業等
- 67 保険業（保険媒介代理業, 保険サービス業を含む）

K－不動産業, 物品賃貸業

- 68 不動産取引業
- 69 不動産賃貸業・管理業
- 70 物品賃貸業

L－学術研究, 専門・技術サービス業

- 71 学術・開発研究機関
- 72 専門サービス業（他に分類されないもの）
- 73 広告業
- 74 技術サービス業（他に分類されないもの）

M－宿泊業, 飲食サービス業

- 75 宿泊業
- 76 飲食店
- 77 持ち帰り・配達飲食サービス業

N－生活関連サービス業, 娯楽業

- 78 洗濯・理容・美容・浴場業
- 79 その他の生活関連サービス業
- 80 娯楽業

O－教育, 学習支援業

- 81 学校教育
- 82 その他の教育, 学習支援業

P－医療, 福祉

- 83 医療業
- 84 保健衛生
- 85 社会保険・社会福祉・介護事業

Q－複合サービス事業

- 86 郵便局
- 87 協同組合（他に分類されないもの）

R－サービス業（他に分類されないもの）

- 88 廃棄物処理業
- 89 自動車整備業
- 90 機械等修理業（別掲を除く）
- 91 職業紹介・労働者派遣業
- 92 その他の事業サービス業
- 93 政治・経済・文化団体
- 94 宗教
- 95 その他のサービス業

記入要領

○ 一般的注意

- 1 記入に当たっては青又は黒インクもしくはボールペンを使ってください。
- 2 該当する番号を1つ選んで○で囲んでください。

○ 用語の定義

- 「離職者」……………調査対象期間中に事業所を退職したり、解雇された者をいい、他企業への出向者・出向復帰者を含み、同一企業内の他事業所への転出者を除きます。
- ④ 高校卒 ……………専修学校（学校教育法第82条の2）で高等課程（中学卒を入学資格とする修業年限3年以上、通常高等専修学校と呼ばれる学校）を修了した人を含みます。
- 専修学校（専門課程）卒 ……………専修学校（学校教育法第82条の2）で専門課程（高校卒を入学資格とする修業年限2年以上、通常専門学校と呼ばれる学校）を修了した人です。高等課程、一般課程、各種学校（自動車教習所等）は除きます。
- ⑥ 一般・パートの別 ……………「パートタイム労働者」とは1日の所定労働時間がその事業所の一般の労働者より短い人又は1日の所定労働時間が同じであっても1週の所定労働日数が一般の労働者より少ない人のことです。
- ⑦ 仕事の内容（職業区分）……………入職後における仕事の内容について、下に掲げる例示を参考に1つ選んでください。ただし、研修生、見習生については将来配属を予定される仕事の内容によります。また、2つ以上の仕事に従事している場合は、そのうち主なものによります。

「管理的職業従事者」……………課（課相当を含む）以上の内部組織の経営・管理に従事する人をいいます。

例えば、部長、課長、工場長、支店長、駅長など。

「専門的・技術的職業従事者」……………高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事する人、及び医療・法律・芸術・その他の専門的性質の仕事に従事する人をいいます。

例えば、化学研究員、情報工学研究員、農産物検査員、システム設計技術者、医師、薬剤師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、歯科衛生士、保育士、弁護士、司法書士、写真家、デザイナー、プロデューサー、教員、記者、編集者など。

「事務従事者」……………一般に課長（課長相当職を含む）以上の職務にあるものの監督を受けて、庶務・人事・会計・調査等の仕事、運輸・通信・生産関連・営業販売・外勤に関する事務及び事務用機械の操作の仕事に従事する人をいいます。

例えば、一般事務員、窓口事務員、受付・案内事務員、経理事務員、生産管理事務員、営業事務員、駅務員、集金人、検針員、郵便事務員、キーバンチャー、パーソナルコンピュータ操作員など。

「販売従事者」……………商品の仕入れ・販売、不動産、証券などの売買、売買の仲立・取次・代理などの仕事、保険外交、商品の売買・製造などに関する取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結の仕事に従事する人をいいます。

例えば、小売店員、レジスター係、商品訪問・移動販売従事者、再生資源回収・卸売従事者、不動産仲介人、有価証券売買・仲立人、保険外交員、広告取りなど。

「サービス職業従事者」……………介護・身の回り用務・調理・接客・娯楽など個人に対するサービス、居住施設・ビルなどの管理サービス及びその他のサービスの仕事に従事する人をいいます。

例えば、介護職員、ホームヘルパー、看護助手、歯科助手、理容師、美容師、クリーニング職、調理師、給仕人、ウェイトレス・ウェイター、キャディ、インフォメーション係、ビル管理人、旅行添乗員、物品一時預かり人など。

「保安職業従事者」……………人の身辺において、身体に対する危害の発生の警戒・防止、又は工場・病院・学校・事務所・住宅・その他の施設などにおいて、火災・破損・盗難の予防、突発事故・不法侵入の防止など、人の生命、財産の保護又は構内秩序の維持等に関する警備の仕事に従事する人をいいます。

例えば、ガードマン、守衛、門衛、警備員、鉄道警備員、倉庫見回員、建設現場誘導員、プール・海水浴場監視員など。

「生産工程従事者」……………生産設備の制御・監視の仕事、機械・器具・手道具等を用いて原料・材料を加工する仕事、各種の機械器具を組立・調整・修理する仕事、製版・印刷・製本の作業、その他の生産工程の仕事に従事する人をいいます。

例えば、製鉄設備操作・監視作業員、製鋼設備オペレーター、鋳物工、旋盤工、板金従事者、溶接工、食料品製造従事者、紡績工、機械組立工、自動車整備工、印刷・製本従事者、製品検査従事者など。

「輸送・機械運転従事者」……………機関車・電車・自動車・船舶・航空機の運転・操縦の仕事、及びその他の関連する仕事、並びに位置機関・機械及び建設機械を操作する仕事に従事する人をいいます。

例えば、電車運転士、バス運転者、トラック運転者、タクシー運転者、清掃車運転者、船舶航海士、航空機関士、車掌、甲板長、水力発電員、変電員、クレーン運転工、掘削機械運転工、ボーリング工など。

「建設・採掘従事者」……………建設の仕事、電気工事に係る作業を行う仕事、ダム・トンネルの掘削などの仕事、鉱物の探査・採掘・採取・選鉱の仕事に従事する人をいいます（ただし、建設機械を操作する人は「輸送・機械運転従事者」となります）。

例えば、型枠大工、鉄筋工、大工、屋根ふき工、左官、畳工、配管工、コンクリートはつり工、造園土木工、送電線電工、通信線配線工、土木作業員、線路工事作業員、掘削工、採鉱員、石切工、選鉱員など。

「運搬・清掃・包装等従事者」……………主に身体を使って行う定形的な作業のうち、運搬・配送・梱包・清掃・包装等に従事する人をいいます。

例えば、郵便配達員、船内荷役作業員、貨物自動車荷扱員、再生資源回収人（回収のみ）、新聞配達員、宅配配達員、荷造工、袋詰工、箱詰工、ビル・建物清掃員、ガラス拭き作業員、公園草取作業員、用務員（学校）など。

「その他の職業従事者」……………農林漁業作業員又は分類不能の職業の人をいいます。

⑨ 離職理由

「契約期間の満了」……………期間の定めのある雇用契約で雇用されていた者が、その期間の終了によって離職した場合をいいます。

「経営上の都合」……………事業の縮小、合理化等事業経営上の理由で解雇した場合をいいます。また、企業からの要請により希望退職に応じた場合（選択定年制や早期退職優遇制度等を含む）も含めます。

「出向」……………企業間の契約又は企業の命令に基づき、他の企業の指揮命令を受けて勤務するための企業間移動のことをいいます（在籍、移籍を問いません）。

「出向元への復帰」……………貴企業へ出向していた者が出向元企業へ復帰した場合をいいます。

「定年」……………60歳以上で一定の年齢に達したため、自動的に退職となる場合をいいます。勤務延長、再雇用の場合は、実態によりますが、一旦雇用契約が切れていれば定年退職となります。

「本人の責による」……………本人の行為により解雇した場合をいいます。

「出産・育児」……………出産・育児のために退職した場合をいいます。

「介護」……………家族の介護（看護を含む）のために退職した場合をいいます。

「その他の個人的理由」……………「結婚」、「出産・育児」、「介護」を除いた個人的な都合や家族の事情でやめた場合をいいます。